

担当	No	項目	事業内容(前期)	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
			事業内容(後期)		前期	後期								
事務局会議	3	基幹相談支援センターの設置	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課	○	継続	H27年度	周辺自治体の状況について調査する。	他市のメリット、デメリットを知ることにより、本市に合った内容を検討することができる。	周辺自治体の状況について調査を行った。	B	今年度の目標を達成することができ、翌年度に具体的な話し合いを進めることができるため。	B	特になし
							H28年度	現在の障がい者相談支援センターに、どのような機能を付加して基幹型へ移行するのか決定する。	平成29年度中の設置に向け、具体的に協議できる。	イメージ案を基に協議を行った。	C	イメージ案を示した時期が年度末であり、まだ機能付加の内容決定まで至っていないため。	C	イメージ案を用いて各関係者と合意を図りながら協議できているため
							H29年度	基幹相談支援センターの機能及び設置方法について決定し、平成30年4月から設置する。	平成30年4月の設置に向け、具体的に協議できる。	主な機能や役割等についてとりまとめを行った。	B	平成30年4月に設置したため。	B	特になし
							2018年度(H30年度)	地域生活支援拠点等整備を見据え、基幹による人材育成、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化を推進する。	人材育成、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化が期待できる。					
							2019年度(H31年度)	地域生活支援拠点等の整備に向け、本市で必要となる機能や役割、課題等を整理し、基幹の役割等の見直しを行う。	地域生活支援拠点等整備が推進される。					
							2020年度(H32年度)	基幹等地域の社会資源等を活用した、地域生活支援拠点等を整備する。	地域生活支援拠点等が整備される。					
	4	個別訪問調査の実施	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	○	継続	H27年度	障害者手帳を所持しており、福祉サービス等の利用がない人について抽出する。	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。	個別訪問調査の対象者をどの範囲とするのか、具体的に協議を行った。	C	対象者の範囲についてはおおよそ決定することができたが、実施方法等についてまだ具体的に協議できておらず、抽出ができなかったため。	C	調査開始時期を、平成28年の秋頃を目指し、準備すること。
							H28年度	抽出結果より改めて対象者をどこまでとするのか、また実施方法をどのようにするのかを決定し、個別訪問調査を実施する。	抽出作業を行い対象者の人数を把握することができ、実施方法等について具体的に協議できる。	実施方法等について決定し、個別訪問調査を実施した。	B	個別訪問調査を実施したため。	B	特になし
							H29年度	継続	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。	個別訪問調査を実施した	B	個別訪問調査を実施したため。	B	特になし
							2018年度(H30年度)	引き続き新規対象者へ調査を実施するとともに、過去に調査を実施した人への現況確認等を実施する。	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。					
							2019年度(H31年度)	継続	同上					
							2020年度(H32年度)	継続	同上					

担当	No	項目	事業内容（前期）	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント		
			事業内容（後期）		前期	後期									
児童教育支援部会	5	乳幼児期からの療育支援体制の整備	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。	子育て支援課	○	○	H27年度	現在ある療育支援体制を整理し、本市の療育支援体制基本構想としてとりまとめる。	療育支援体制基本構想の策定に向け、既存の社会資源の数・内容を確認することで、より実情に即した連携体制の在り方について考えることができる。	(仮称)長久手市療育支援体制基本構想を作成し、構想の基本目的・目指すべき方向の共有に努めるとともに、既存の社会資源状況の確認を実施した。	B	現在の社会資源状況及び連携体制の確認は実施できた。	B	特になし	
			その整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。				H28年度	引き続き基本構想の策定を行うとともに、不足している療育支援について、どう補っていくか検討する。	基本構想を策定することにより、不足している療育支援が整理でき、具体的に協議することができる。	「長久手市療育支援体制基本構想」の取りまとめを実施。また、地域の社会資源状況を鑑み、本部会の役割を再検討し、平成29年度の部会方針について協議した。	B	「長久手市療育支援体制基本構想」が取りまとめられ、現況の問題点に基づき今後の部会方針の整理ができた。	B	特になし	
			発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。				H29年度	途切れない一貫した支援体制を構築する。	関係機関が情報共有を密に行い、方向性を共有し連携することで、乳幼児期から一貫した支援を提供することができる。	児童発達支援センター設置に係る作業部会を実施し（7回）、「長久手市児童発達支援センター運営基本計画」を策定した。	B	「長久手市児童発達支援センター運営基本計画」を策定することができた。	B	特になし	
			児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。				2018年度(H30年度)	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による療育支援体制についての検討（作業部会の設置）。福祉サービス事業所を中心とした作業部会の設置による、情報共有・研鑽の場の設置。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制の整備に取組むことで、途切れない支援体制の構築を図ることができる。福祉サービス事業所の質的向上に取組むことができる。						
			児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。				2019年度(H31年度)	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による療育支援体制についての検討継続（担当室・課等の設置についての検討を含む）。福祉サービス事業所を中心とした作業部会の事業所を主体とした運営の実施。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制の整備に取組むことで、途切れない支援体制の構築を図ることができる。福祉サービス事業所の質的向上に取組むことができる。						
		2020年度(H32年度)	一生涯にわたる途切れない支援を想定した、相談機能の整理の実施（長久手市障がい者基幹相談支援センターとの役割整理）。児童発達支援センターによるサービス提供に向けた準備の実施。	児童発達支援センター・長久手市障がい者基幹相談支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制が整備でき、途切れない支援体制の構築を図ることができる。											
	6	各保育園等への巡回相談	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。	子育て支援課	○	継続	H27年度	派遣依頼のあった保育園へ巡回相談を実施	保育機関等との連携が容易となることで、潜在的にある相談案件に早期に対応することができることで、保育機関等と役割を分担しながら支援することができる。	保育園・幼稚園9園、小学校2校への訪問を実施した(19件)。	B	保育機関における相談支援センターの周知ができ、必要に応じた活用がされた。	B	目標を保育園のみとせず、小中学校を含めたらどうか。	
			H28年度				市内保育園全園への定期巡回相談を実施	定期的に巡回することにより、保育機関等との連携がより深まり、早期の対応が実施できる。	保育園・幼稚園6園、小学校1校への訪問を実施(13件)。	B	特に保育機関における支援センターの周知が進み、必要に応じた活用が進んだ。	B	特になし		
			H29年度				保育園及び幼稚園を含めた全園へ定期巡回相談を実施	定期巡回相談の実施箇所を増やすことで、障がいについての理解がさらに広まり、早い段階から相談や支援につながる。	保育所等巡回相談としての訪問実績は無いが、既に福祉サービス等を利用中の対象者に関する関係機関との連携は常態化している。	B	福祉サービスの周知が進み、家族からの直接相談が増えていることから、保育所等巡回相談の目的の確認・役割の再検討が求められている。	B	乳幼児期における障がい児への支援や理解は非常に重要であるため、早期発見のためにも積極的に利用していただきたい。		
			発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。				2018年度(H30年度)	求めに応じた相談支援を実施する。スクールソーシャルワーカー及び他の療育相談機会との役割の整理に取組む	それぞれの専門性に基づき、社会資源が有効に機能を発揮できる仕組みが整備される。						
			2019年度(H31年度)				求めに応じた相談支援を実施する。保育所等訪問支援に求められる役割を想定しながら、スクールソーシャルワーカー及び他の療育相談機会との役割の整理に取組む。	それぞれの専門性に基づき、社会資源が有効に機能を発揮できる仕組みが整備される。							
	2020年度(H32年度)	求めに応じた相談支援を実施する。保育所等訪問支援・スクールソーシャルワーカー及び他の療育相談機会との役割の整理と実施機関の再検討に取り組む。	それぞれの専門性に基づき、社会資源が有効に機能を発揮できる仕組みが整備される。												

担当	No	項目	事業内容（前期）	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
			事業内容（後期）		前期	後期								
就労支援部会	8	農業を活用した雇用機会の拡大(農福連携)	障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課	○	継続	H27年度	農業者のところへ障がいのある人が農業の体験に行く。	障がいのある人が農業に対する理解を深めることができる。	複数事業所において、農業の体験を実施した。	B	複数事業所において取組が開始されたため。	B	目標以上に進捗していると判断できるため評価をAとした。
			H28年度				先進地を視察するなど先進的取組を学ぶ。農業者と障がいのある人が役割分担を行い、支援を受けながら農作物を作る。障がい特性に応じた業務を判別する。	先進的な取り組みを学ぶことで、取組内容の改善を図ることができる。また、役割分担を行うことで、主体的に取り組むことができる。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施。	B	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売が開始されたため。	B	特になし	
			H29年度				障がい福祉事業所が自身の力によって農作物をつくり、販売を行う。	農地の有効活用及び農業を活用した雇用機会の拡大、販売による地域等への障がいへの理解啓発を推進することができる。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施。	B	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売が継続されているため。	B	先進地において様々な成功例があるので、参考となる事例を部会で検討していただきたい。	
			2018年度(H30年度)				農福連携の取組について先進事例等の情報収集を行う。	より多様な取組方法を知り、事業所へ情報提供することができる。						
			2019年度(H31年度)				事業所における取組の現状と課題を把握する。	事業所ごとの現状を把握することで、本市の農福連携に関する課題等を把握できる。						
			2020年度(H32年度)				収集した情報を基に、本市に合った農福連携の取組方法について検討する。	多様な取組方法の中から、本市に合った農福連携の方法を見いだせる。						
	9	就労支援コーディネーターの設置	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課	○	○	H27年度	既存の仕組み等現状を踏まえ、課題の整理を行う。	各種社会資源の把握ができる。	各種機関等における既存の仕組み等、現状の社会資源について把握することができた。	B	部会内にて現状の社会資源について把握でき、課題を整理することができたため。	B	国の動向を注視すること。
							H28年度	関係機関との調整を行う。	就労支援機関と具体的に協議を行うことにより、就労支援コーディネーターの設置方法等について検討することができる。	関係機関の主たる役割を整理することで、不足している役割等を把握。	B	関係機関の主たる役割を把握し、不足している役割等を把握することができたため。	B	既存の社会資源との役割分担を考慮すること。
							H29年度	具体的な配置方法等の検討を行う。	就労支援機関にて不足している役割等を踏まえ、就労支援機関と具体的に協議を行うことにより、就労支援コーディネーターの設置方法等について検討することができる。	就労支援コーディネーターの設置方法について関係機関と協議を行った。	B	平成30年度より基幹相談支援センターに設置予定として協議を進めることができたため。	B	特になし
							2018年度(H30年度)	就労支援コーディネーターを配置し、他機関等との関係や制度改正等を踏まえ、役割等について再度検討を行う。	実際に就労支援コーディネーターが配置されることによって、就労に関する相談や支援のニーズが明確になる。					
2019年度(H31年度)	配置状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら業務を実施する。	配置状況を見直すことによって、就労支援コーディネーターの役割が明確になり、優先順位の高い業務に取り組むことができる。												
2020年度(H32年度)	配置状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら業務の拡大を図る。	新たに取り組むべき業務が明確になり、支援体制の構築を推進することができる。												

担当	No	項目	事業内容（前期）	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
			事業内容（後期）		前期	後期								
就労支援部会	10	市役所での就労体験の実施	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課	○	継続	H27年度	市役所で障がいのある人へ依頼できる作業内容について調査する。	依頼可能な作業を把握することにより、事業所へ作業一覧を提示することができ、取り組みやすくなる。	調査を実施することができなかった。	C	具体的な実施方法や作業範囲を決定できなかったため調査を実施することができなかった。今後、施設外就労の趣旨・目的を整理し、改めて調査を実施したい。	C	事業所の意向を聞きながら、内容等を早急に決定すること。
							H28年度	数回の施設外就労を実施する。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。	平成28年12月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的実施。	A	平成28年12月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的実施しているため。	A	特になし
			H29年度				福祉部内に限らず、市役所全体で施設外就労を実施する。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。	福祉部内でながふく就労体験を毎月実施している。	C	市役所全体での就労体験を開始することができなかったため。今後、市役所各課へ本事業についての説明会を実施し、就労体験の場を増やしていきたい。	C	特になし	
			2018年度 (H30年度)				福祉部内に限らず、市役所全体でながふく就労体験を実施する。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。						
			2019年度 (H31年度)				ながふく就労体験の実施状況を踏まえ、市役所各課で就労支援施設等へ委託できる業務の洗い出しを行う。	市役所の業務で就労支援施設が担うことのできる業務が明確になり、就労の場を増やすことができる。						
			2020年度 (H32年度)				市役所の業務の一部を就労支援施設等へ委託する。	障がい者の就労の場を増やすことができる。						
福祉サービス支援部会	1	グループホーム整備への支援	グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課	○	○	H27年度	作業部会を設置する。	具体的な内容について、集中的に取り組み、事業の着実な進捗が期待できる。	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	B	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	B	ながふく障がい者プランと合わせ5名定員を1か所開設とする。ニーズ調査の実施方法を検討すること。
							H28年度	・ニーズ等の調査を実施する。 ・土地の確保及び設置内容等について協議する。	ニーズ調査を実施することで、必要な整備数が把握できる。また、新規参入への課題について知ることにより、整備数増加に向けて考えることができる。	定員5名のグループホーム1か所開設。	完了	グループホーム（定員5名）が1か所開設されたため。	完了	最終目標である3箇所設置が妥当であるか判断するためにも、ニーズ調査の実施を検討すること。
			H29年度				後期の目標である2か所の開設に向けて協議する。	達成時期を早められることも期待できる。	平成30年度に開設予定である事業所と協議を行った。	A	平成30年度にグループホームが1か所開設されることとなった。	A	適正な評価方法を検討するため、ニーズ調査の実施を検討すること。	
			2018年度 (H30年度)				設置状況の確認を行い、整備における課題の整理を行う。	設置されているグループホームの状況を確認することで、今後必要な整備数や新規参入における課題を把握できる。						
			2019年度 (H31年度)				新規開設したグループホームの運営に必要な支援を協議する。新たなグループホーム及び短期入所施設の開設について関係事業所と協議する。	グループホームの整備をするにあたり、運営しやすい環境づくりに必要な取組みを行うことができる。						
			2020年度 (H32年度)				新たなグループホームの開設に向けて具体的な時期や設置内容等を協議する。	グループホーム開設の目標を達成することができる。						

担当	No	項目	事業内容（前期）	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
			事業内容（後期）		前期	後期								
福祉サービス支援部会	2	グループホームの体験利用の促進	近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。	福祉課	○	○	H27年度	作業部会を設置する。	具体的な内容について、集中的に取り組み、事業の着実な進捗が期待できる。	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	B	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	B	特になし
			H28年度				近隣市の体験利用について研究し、本市の取組方法について決定する。	他市の状況を調査することで、現状の課題や良い例を知ることができ、本市の取組に応用できる。	地域生活支援拠点の機能の内の1つとして掲げられている「体験の機会・場」としての整備を予定しているため、先進地の事例を研究した。	B	地域生活支援拠点の整備に関する事例を収集できたため。	B	特になし	
			H29年度				体験利用の事業の開始について、地域生活支援拠点の整備を鑑みながら、既存（今後開設する）事業所と協議していく。	具体的な協議に入っていくことで実施に向けて着実に進んでいくことが期待できる。	作業部会を開催し、「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の実施について協議を行った。	B	近隣市の体験事業を参考に本市における取組を検討することができたため。	B	特になし	
			2018年度（H30年度）				「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の具体的な利用方法等について協議を継続し、事業を実施する。	協議を重ねた上で事業を実施することで、成果と事業改善のための課題が分かる。						
			2019年度（H31年度）				「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の実施状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら事業の整備を行う。	事業の振り返りを行うことにより、事業改善のための課題が分かる。						
			2020年度（H32年度）				「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の実施状況を踏まえ、関係機関と協議を行い、事業の利用を促進する。	利用者を実施する施設の増加が期待できる。						
	13	移動支援の支援員の人材育成	市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	○	○	H27年度	作業部会を設置する。	具体的な内容について、集中的に取り組み、事業の着実な進捗が期待できる。	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	B	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	B	特になし
			H28年度				移動支援のニーズ等調査を実施し、本市の移動支援事業のあり方について協議・決定する。	現在の需要がどの程度あるか知ることにより、今後の移動支援のあり方について具体的に協議できる。	市内の移動支援事業所でヒアリングを開催した。そこで、現状と課題について確認できた。	B	移動支援事業所でヒアリングを実施することができたため。	B	特になし	
			H29年度				本市の移動支援事業の取組について決定する。	課題の解決が期待できる。	作業部会を開催し、長久手市移動支援事業従業者養成研修の実施内容について協議した。	B	平成30年度より長久手市移動支援事業従業者養成研修を実施予定のため。	B	特になし	
			2018年度（H30年度）				長久手市移動支援事業従業者養成研修を実施する。	現在移動支援事業に携わっている者の知識や技術の向上が期待できる。						
			2019年度（H31年度）				移動支援事業の状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら研修を実施し、内容の改善を図る。	移動支援事業の状況を確認することで、研修内容を改善し、より有効性のある研修を行うことができる。また、継続して事業を実施することで新たな人材の育成が期待できる。						
			2020年度（H32年度）				移動支援事業の状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら研修を継続する。	担い手の育成を促進することが期待できる。						

担当	No	項目	事業内容（前期）	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
			事業内容（後期）		前期	後期								
精神障がい者支援部会	15	精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課健康推進課	○	○	2018年度(H30年度)	緊急対応案件を中心に関係機関の役割分担について確認作業を行う。精神障がいに対する理解・啓発にかかわる事業について検討する。	緊急対応案件が円滑に行うことができる。精神障がいへの理解・啓発が推進される。					
							2019年度(H31年度)	地域包括ケアシステムについて研究し、既存の社会資源で不足する支援について、課題を整理し共有する。	課題や今後の進むべき方向性等を整理することができる。					
							2020年度(H32年度)	課題解決に向けて、協議を行う。	課題の解決が期待できる。					
関係課	7	スクールソーシャルワーカーの設置	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課	○	継続	H27年度	—	—	平成28年度からの配置に向け、予算要求を行った。	B	翌年度からの設置に向け、準備を行うことができたため。	B	特になし
							H28年度	スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を行い、総合的な相談支援を行う。	学校において、ハード面だけではなく、ソフト面からも支援する体制を整えることで、安心して学校に通うことができる。	再任用職員、嘱託職員の2名をスクールソーシャルワーカーとして配置した。	B	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校を巡回するとともに、支援が必要な場合は、関係機関と連携を行うことができたため。	B	特になし
							H29年度	関係機関との連携を強化し、よりきめ細かい相談支援を行う。	学校以外での相談窓口ができたこと及び連携体制が整ったことで、よりきめ細やかな対応ができるようになる。	再任用職員、嘱託職員2名（精神保健福祉士及び教員免許所有者）、計3名をスクールソーシャルワーカーとして配置した。	B	精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカーを配置することで、社会福祉等の専門的な見解から支援を行うことができたため。	B	特になし
							2018年度(H30年度)	中学校区にスクールソーシャルワーカーを1名配置する。	個別ケースに応じ、迅速できめ細かい対応ができるようになる。					
							2019年度(H31年度)	中学校区にスクールソーシャルワーカー1名配置を継続する。	要保護児童対策連絡協議会や、市の福祉相談窓口と協働し、相談支援を進めることができる。					
							2020年度(H32年度)	スクールソーシャルワーカーの配置について、増員を検討し、より充実させる。	教職員と情報を共有し、いつでも相談できる体制をとることができる。					
	11	支え合いマップづくり	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策室	継続	継続	H27年度	順次支え合いマップづくりを行う。	地域にどんな困った人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているのかを確認、共有することで地域の見守り、支え合いの体制が構築される。	平成27年度までに6地区でマップづくりを行い、地域問題解決に向けた取組を継続している。	C	地域住民による自主運営を目指しているが、未だ市のサポートが必要である。自主活動に向けて改善の検討が必要である。	C	目標どおりに進捗しているため、評価をBとした。
							H28年度	継続	同上	平成28年度において、6地区において、地域課題解決に向けた話し合いと取組を継続している。	C	地域住民による自主運営を目指しているが、未だ市のサポートが必要である。自主活動に向けて支援の検討が必要である。また、新たな地区でマップづくり策定の検討が必要である。	C	特になし
							H29年度	継続	同上	既存6地区は市民主体へ移行し、内2地区で取組の実施を開始した。残り4地区でも話し合いが継続している。また、新たに2地区で話し合いの活動を開始した。	B	地域住民の自主運営に移行するための支援を行い、既存6地区は市民主体の活動へと移行した。また新たに2地区の活動を開始した。	B	特になし
							2018年度(H30年度)	順次支え合いマップづくりを行う。	地域にどんな困った人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているのかを確認、共有することで地域の見守り、支え合いの体制が構築される。					
							2019年度(H31年度)	継続	同上					
							2020年度(H32年度)	継続	同上					

担当	No	項目	事業内容（前期）	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
			事業内容（後期）		前期	後期								
関係課	12	障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。	たつせがある課 福祉課	○	H27年度	—	—	「子育て・いきがい・ケア」の3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれている。	B	様々な市民提案のプログラムが行われているため。	B	特になし	
			H28年度			—	—	引き続き3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれている。	B	継続的に、様々な市民提案のプログラムが行われているため。	B	特になし		
			H29年度			—	地域住民が集まる場所で取組を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。	共生ステーションは誰でも気軽に立ち寄れる場所であり、障がいのある人も気軽に立ち寄れる場を提供している。	B	引き続き、様々な市民提案のプログラムが行われているため。	B	実績を数値化していただきたい。また、作画的に取り組まないと推進できないため、コーディネーター的な人材がいると良いのでは。		
			2018年度 (H30年度)			障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	地域住民が集まる場所で障がいのある人との交流を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。							
			2019年度 (H31年度)			継続	同上							
			2020年度 (H32年度)			継続	同上							
	14	成年後見制度の普及啓発及び理解促進	尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。	福祉課 長寿課	継続	継続	H27年度	障がいのある人や家族へ広く周知を図る。また、市長申立てが必要な人には、制度の利用を促進する。	成年後見制度を利用することにより、障がい者が不利益を被ることを防ぐことができる。	支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	B	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知啓発を図っているため。	B	特になし
			H28年度				継続	同上	引き続き、支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	B	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知を図っているため。	B	市民への周知だけではなく、事業所への周知も検討すること。	
			H29年度				継続	同上	引き続き、支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	B	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知を図っているため。	B	市町村の課題であることをもう少し意識していただきたい。	
			2018年度 (H30年度)				障がいのある人や家族へ広く周知を図る。また、市長申立てが必要な人には、制度の利用を促進する。	成年後見制度を利用することにより、障がい者が不利益を被ることを防ぐことができる。						
			2019年度 (H31年度)				継続	同上						
			2020年度 (H32年度)				継続	同上						

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり